

(参考)

飼料添加物色素を含む飼料の成分規格及び表示の基準の改正に関する食品健康影響評価の意見聴取について

1. これまでの経緯

飼料安全法では、アスタキサンチン、 β -アポ-8'-カロチン酸エチルエステル及びカンタキサンチン（以下「色素」という。）が飼料添加物として指定されており、対象家畜等を限定した上で使用を認めている。

また、飼料中の色素（飼料添加物）の含有量（濃度）についても、家畜等が色素を過剰に摂取することを防止するために制限を行っている。さらに飼料添加物として指定した当時には、にじます等の養殖魚の出荷直前にのみ給与する使用方法があり、短期間で効果を得る目的等で飼料中の色素の上限濃度を超えた飼料を養殖魚に給与することを防止するために、中間製品（原材料）についても上限濃度を定めている。なお、中間製品中の上限濃度が規制されている飼料添加物は、色素の他には抗菌性飼料添加物のみである。

今般、飼料関係業者から、アスタキサンチンを含有する中間製品を用いて、色素の効果が期待出来る濃度の最終製品の製造が可能となるよう、中間製品中のアスタキサンチンの上限値の適用除外について要望があった。

これまで、飼料添加物として上限値を超えた色素を含む飼料を家畜等に給与した事例はない。また、現在は、一定濃度の色素を含む飼料を継続的に給与する方法が主流であり、最終製品中の色素の含有量の上限値を超過することは考えにくい。これらを踏まえ、最終製品の製造者が上限値以内の色素の配合ができるよう、上限値を超えた中間製品については含有量の表示を行った上で、これまで最終製品だけでなく、中間製品においても規定されていた上限値について中間製品では適用除外することについて、農業資材審議会へ諮問を行った。

農業資材審議会飼料分科会及び同分科会飼料安全部会における検討の結果、中間製品中の上限濃度の適用を除外することは可能とする旨の答申が得られた。

2. 今後の進め方

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正の手続を進める。